

訪問看護（医療）
重 要 事 項 説 明 書

No.

様

医療法人社団帰厚堂
訪問看護ステーションやはば

訪問看護ステーションやはば
重 要 事 項 説 明 書

1 事業者（法人）の概要

名 称	医療法人社団 帰厚堂
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢 1-2-181
電 話 番 号	019-697-5211
代 表 者 名	理事長 木村 宗孝

2 事業所の概要

事 業 所 名	訪問看護ステーションやはば
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町又兵エ新田第 5 地割 335 番地
連 絡 先	(T E L) 019-698-1388 (F A X) 019-611-2071
サービスを提供する地域	①矢巾町 ②紫波町 ③盛岡市（玉山地区を除く） （上記地域以外の方はご相談ください。）

3 事業所の特色

<事業の目的>

この事業は介護保険法・老人保健法及び健康保険法に基づき、指定訪問看護を提供することにより、利用者に対し、生活の質の向上・確保を図り、日常生活での動作能力の維持、回復を目指し、住み慣れた家庭や地域社会で療養できるように支援することを目的とする。

<運営の方針>

在宅の療養者が、住み慣れた地域社会、家庭で日常生活を満たした療養生活ができるよう利用者のニーズを把握して、必要なときに必要な看護を提供し支援することと、質のよい看護を提供する。また、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連係に努める。

<サービス利用のために>

職 員 変 更	変更を希望される方はお申し出ください
職 員 へ の 研 修 の 実 施	採用後 3 ヶ月以内（採用時）、各種研修（随時）
サービスマニュアルの作成	有り

4 事業所の職員体制

従業者の種類		人数 (人)	区分		職務の内容
			常勤(人)	非常勤(人)	
管理者		1	1		労務、業務管理
訪問 職員	看護師	8	8 (兼務)		訪問看護
	理学療法士	2	2 (兼務)		〃
	作業療法士	1	1 (兼務)		〃
事務		1		1	レセプト請求等 事務

5 サービスの提供時間帯

標準時間	月曜～金曜	8：30～17：15
(休業：年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日、祝祭日、盆休暇)		
電話等による 24 時間常時連絡可能な体制です。		

6 サービス内容

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (7) カテーテルケア等の交換・管理
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 看護、介護相談

7 訪問看護の提供方法

- (1) 訪問看護は主治医の指示書に基づき提供します。
- (2) 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い訪問看護計画作成します。
- (3) 利用者様の同意を得て訪問看護計画に基づきケアを提供いたします。
- (4) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の把握に努め利用者、ご家族に対し適切な指導、ケアを提供いたします。

<サービスについての相談窓口>

電話 019-698-1388

担当 坂本 由美子 (担当者不在の場合は他職員が対応致します)

8 料金について

利用料		
訪問看護基本療養費		5,550/日
	週4日目以降	6,550/日
訪問看護管理療養費	初回	7,670円
	2回目以降	3,000/日
加算について		
24時間対応体制加算		6,800/月
退院時共同指導加算		8,000円
特別管理加算 (Ⅰ)		5,000/月
(Ⅱ)		2,500/月
複数名訪問看護加算		4,500円
難病等複数回訪問加算 1日2回目		4,500円
	1日3回目以上	8,000円
早朝・夜間訪問看護加算		2,100/回
深夜訪問看護加算		4,200/回
乳幼児加算・幼児加算		1,500/日
長時間訪問看護加算		5,200/回
特別管理指導加算		2,000円
退院支援指導加算		6,000円
緊急時訪問看護加算		2,650/2,000円
在宅患者連携指導加算		3,000円
在宅患者緊急時カンファランス加算		2,000円
訪問看護情報療養提供費		1,500/月
ターミナルケア療養費		25,000円
訪問看護ベースアップ評価料		780円

*上記料金表の1割、2割、3割負担となります。

その他の料金

交通費 (往復)	2km未満	200円
	2km～5km	300円
	5km～10km	400円
	10km～15km	500円
	15km～20km	600円
	20km～25km	700円
	25km～30km	800円
	30km以上	1,000円
営業時間外加算 (休業日に訪問した場合)		60分未満 1,000円 60分以上 2,000円
90分以上の訪問時間 (特別な管理を要していない場合)		30分毎 1,500/回
受診付添、外出付添等		1時間 3,000円
死亡時の処置		10,000円

24 時間対応体制加算	利用者または家族等から電話等による看護に関する意見を求められた場合に 24 時間対応できる体制を敷いており、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行います
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケアを受ける利用者について 24 時間連絡できる体制を確保しており必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整えています。主治医との連携を素にターミナルケアにかかわる計画及び支援体制について説明を行いターミナルケアを行います。
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行える体制の場合に加算されます。 ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。 ② 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行える体制の場合に加算されます。 ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 ③ 真皮を超える褥瘡の状態。 ④ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している。
早朝・夜間訪問看護加算	午前 6:00～8:00 午後 6:00～10:00 に訪問看護を行った場合
深夜訪問加算	午後 10:00～翌朝 6:00 に訪問看護を行った場合
乳幼児加算	3 歳未満の乳幼児、3 歳以上 6 歳未満の幼児に対し、訪問看護を行った場合に加算されます。
退院時共同指導加算	病院、施設等入院入所中の利用者が退院退所されるに当たり医師等とともに事業所の看護師等が療養上の指導を行った場合
長時間訪問看護加算	長時間訪問を要する利用者に対して、1 回の訪問が 90 分を超えた場合について週に 1 回に限り加算されます。15 歳未満の超重症児・準超重症児のものに限り、週 3 回まで加算されます。
複数名訪問看護加算	複数の看護師等で訪問看護が必要とされる利用者に対し、利用者、家族の同意を得て訪問看護をおこなった場合。
難病等複数回訪問看護加算	難病等の利用者が必要に応じて 1 日に 2 回又は 3 回以上訪問した場合。
特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な利用者に対して退院時共同指導を行った際に加算されます。
退院支援指導加算	退院する日に在宅での療養上の指導行った場合に算定されます。
緊急訪問看護加算	利用者家族の求めに応じ医師の指示により緊急訪問を行った場合に加算されます。 月 14 日目まで 2,650 円/月 15 日以降は 2,000 円。
在宅患者連携指導加算	利用者に同意を得て医師等と文書等による情報共有を行い療養上の指導を行った場合に加算されます。
在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変等に伴い医師等とで共同で訪問しカンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合。
訪問看護情報提供療養費	市町村に対して訪問看護の状況を示す文書をそえて必要な情報を提供した場合に同意の下に加算されます。

9 料金のお支払い方法

当月分の請求書は、翌月の10日すぎにお渡しいたしますので、末日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。

10 サービス内容に関する苦情

①当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所へのご相談・苦情および要望については下記の窓口にて対応いたします。

担当 坂本 由美子

電話 019-698-1388

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

	市町村名	担 当	電 話
☐	矢巾町	健康長寿課	(019) 611-2830
☐	紫波町	長寿健康課	(019) 672-4522
☐	盛岡市	高齢福祉課	(019) 626-7561
☐	岩手県社会保険診療報酬支払基金		(019) 623-5436
☐	岩手国民健康保険団体連合		(019) 623-4322
☐	その他		

11 緊急時の対応方法

利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は必要な処置を講ずるものとし、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

主治医	医療機関名	
	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

12. 24 時間対応の体制について

平日の日中（9：00～17：15）の緊急時の電話対応は事務員が対応する場合があります。次の体制を整えています。

- ①利用者、その家族等からの電話等による連絡および相談対応の際のマニュアルが整備されています。
- ②緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が行える体制が整備されています。
- ③管理者は事務員の勤務体制及び勤務状況を明らかにし把握しております。
- ④事務員は電話等により連絡および相談を受けた際に、看護師に報告すること。報告を受けた看護師は報告内容を訪問看護記録書に記録をすること。

13 事故発生時の対応

- ・サービスの提供によって、事故が生じた場合は、速やかに利用者のご家族や担当医等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供に伴って、事業者の帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。
- ・サービスの提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

14 個人情報の取り扱い

当事業所では、次の利用目的で個人情報を開示いたします。

- ①医療機関・他の事業所等の連携
- ②審査支払機関へのレセプトの提出および照会等の回答
- ③情報システム運用・保守業務等の委託
- ④事業所内において行われる学生の実習への協力
- ⑤事業所内における症例研究。

※個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

15. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者又はその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 虐待防止のための措置

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次のとおり、必要な処置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定及び設置。
- ②苦情解決体制を整備。
- ③従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会を実施。
- ④サービス提供中に従事者また擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ①感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ②指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います

18. 感染症対策の強化

従事者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね6月に1回以上の委員会の開催された結果を周知し、感染症の予防及び蔓延防止のために指針を整備し、研修及び、訓練を定期的の実施します。

確 認 書

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所 在 地	〒028-3614 岩手県紫波郡矢巾町又兵エ新田第5地割335番地
	名 称	訪問看護ステーションやはば
	説 明 者	所属 （ 医療法人社団 帰厚堂 ） 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	〒 -
	氏 名	
	電 話 番 号	

利用者家族（代理人）	☐ 私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 ☐ 私は、利用者の家族（代理人）として、訪問看護について内容・利用料等の説明を受け、契約に同意しました。	
	本人との関係	
	住 所	〒 -
	氏 名	
	電 話 番 号	

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名し、それをもって契約開始となる。